



# ◆ 西遠労務ニュース ◆ 196号 (平成27年3月号)

社会保険労務士事務所 労働保険事務組合 西遠労務協会  
〒433-8105 浜松市北区三方原町314-2

Tel (053) 436-1033 Fax (053) 436-1138  
ホームページ <http://www.seienroumu.com>

## マイナンバー制度がはじまります

「マイナンバー」、この頃ちよくちよく聞く言葉ですよね。今回は、この「マイナンバー制度」の概要と、会社に必要に対応をまとめてみました。

### 《マイナンバーとは》

市役所・税務署・年金事務所など、今複数の役所に分散していることでわかりにくくなっている個人の情報を1つにまとめ、国民の負担や給付が公正・公平なものになるよう開始される制度です。

情報を集めやすくするため、国民一人ひとりに12ケタのマイナンバー（個人番号）が割り当てられます。

### 《マイナンバーはどんな時に使われる？》

マイナンバーが使われるのは、雇用保険や社会保険の手続き、源泉徴収票の作成時、年金の請求、児童手当の届出などの機会、来年1月より、順次記載が必要に。

### 《マイナンバーはどうやってわかる？》

平成27年10月から順次、市区町村から本人の住民票の住所にマイナンバーの通知カード（紙製）が送られてきます。写真付きの個人カードへの切り替えも可能です。



### 《今後会社がやっていくべきことは》

- ①10月以降、市区町村から住民票の住所にマイナンバーの通知が送られてくるので、家族分も含め、大切に保管することが必要であると、従業員に周知、教育する
- ②従業員からのマイナンバー収集、安全な社内保管・廃棄方法の決定、マイナンバー取扱規程等の策定
- ③委託先(社労士事務所など)の監督←適切な委託先の選定、安全管理措置遵守のための契約と実情把握等

西遠労務協会では、今回のマイナンバー制度開始にあたり、「企業様からマイナンバーをお預かりし、マイナンバーを利用する事務の委託先」として、事務所内の情報管理体制の一層の強化に取り組み始めました。また、今後も順次皆様に上記①②③その他の情報提供と必要なお案内、適切なフォームのご提供等をおこなってまいります。どうぞご安心ください！！

・・・セミナーのお申し込みは、以下にご記入の上、この面をそのままファックスしてください・・・

**FAX : 053-436-1138 (西遠労務協会宛) HP**

フリガナ 貴社名	〒 所在地	
Tel	Fax	
フリガナ	(役職)	参加日(○で囲んでください)
ご参加者名		4/20・5/14
フリガナ	(役職)	参加日(○で囲んでください)
ご参加者名		4/20・5/14